



宮 崎 県 公 報

令和4年5月2日(月曜日) 第302号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁	
○指定納付受託者の指定…………… (税務課) 1		○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1
○地方税の収納の事務の委託…………… (“) 1		○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1		○民有林の保安林の指定予定 (2件) …… (自然環境課) 2
		公 告
		○土地改良区の役員の就退任の届出 (4件) …… (農村整備課) 2
		○土地改良区の定款変更の認可…………… (“) 5
		○県営土地改良事業計画の策定…………… (“) 5

告 示

宮崎県告示第 319号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定納付受託者の指定を受けた者
 - 三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷3丁目33番5号
 - 宮銀カード株式会社 宮崎県宮崎市橋通東一丁目7番4号第一宮銀ビル7階
- 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第2条第1項第8号に規定する自動車税のうち種別割 (令和4年度に賦課したものに限る。)
- 指定をした日
令和4年4月1日
- 指定納付受託者に納入させる期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

宮崎県告示第 320号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条の2第1項第1号の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。

令和4年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 地方税の収納の事務の委託を受けた者
 - 一般社団法人日本自動車販売協会連合会宮崎県支部 宮崎県本郷北方字鶴戸尾2735-25
 - 一般社団法人全国軽自動車協会連合会宮崎事務所 宮崎県本郷北方字鶴戸尾2729-31
- 委託に係る地方税の税目
 - 一般社団法人日本自動車販売協会連合会宮崎県支部
宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第2条第1項第8号に規定する自動車税
 - 一般社団法人全国軽自動車協会連合会宮崎事務所
地方税法 (昭和25年法律第 226号) 第5条第2項第3号に規

定する軽自動車税のうち環境性能割

3 委託した収納取扱期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

宮崎県告示第 321号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
日高内科胃腸科	東諸県郡国富町大字本庄4329番地	令和4年2月28日
フラワー薬局しろやま	延岡市本小路93番地1	令和4年4月1日

宮崎県告示第 322号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
日高内科胃腸科	東諸県郡国富町大字本庄4329番地	令和4年2月27日

宮崎県告示第 323号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎

県条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和4年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
4年-1	映画	乙女たちの下半身日記	北沢組 <新東宝映画>	令和4年4月20日
4年-2	映画	シェイン 世界が愛する厄介者のうた (原題) CROCK OF GOLD : A FEW ROUNDS WITH SHANE MACGOWAN	ロングライド (アメリカ、イギリス、アイルランド)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 324号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和4年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字大戸野7007-6、7007-12、7030-109、7030-113から7030-116まで、7030-121から7030-124まで、7030-131、7030-132、7030-135、7030-136、7030-138、7030-142、7030-143
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 325号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和4年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字向山字鶴平7174、7179、7199-1
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字鶴平7179・7199-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐は択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、宮崎市住吉土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	藤 原 榮 伸	宮崎市大字広原5757番地
理 事	仁田脇 眞 二	宮崎市大字新名爪4396番地
理 事	井 野 宏 治	宮崎市大字島之内7525番地
理 事	田 原 宏 徳	宮崎市大字島之内9285番地 1
理 事	長 友 浩 徳	宮崎市大字広原7870番地 2
理 事	外 山 惣 一	宮崎市大字新名爪1281番地 3
理 事	中 原 鉄 雄	宮崎市大字芳土1642番地 2
理 事	工 藤 克 也	宮崎市大字広原 255番地 1
理 事	児 玉 逸 郎	宮崎市大字島之内7606番地 1
理 事	坂 井 昭 一	宮崎市佐土原町下那珂2968番地11

理 事	日 高 正 俊	宮崎市大字新名爪 121番地 1
理 事	井 野 利 三	宮崎市大字島之内3365番地 1
理 事	鈴 木 誠	宮崎市大字島之内7434番地 1
理 事	鬼 塚 憲 昭	宮崎市大字島之内5727番地
監 事	猪 野 健 治	宮崎市大字広原1106番地 1
監 事	濱 田 広 行	宮崎市大字新名爪1796番地
監 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	猪 野 貞 二	宮崎市大字広原7822番地
理 事	石 川 治 男	宮崎市大字新名爪 938番地
理 事	藤 原 榮 伸	宮崎市大字広原5757番地
理 事	田 原 宏 徳	宮崎市大字島之内9285番地 1
理 事	井 上 孝 夫	宮崎市大字広原7850番地
理 事	濱 田 敏 郎	宮崎市大字新名爪4463番地 1
理 事	工 藤 克 也	宮崎市大字広原 255番地 1
理 事	坂 井 昭 一	宮崎市佐土原町下那珂2968番地11
理 事	濱 田 喬	宮崎市大字新名爪1776番地 1
理 事	長 友 正 文	宮崎市大字芳土2644番地 3
理 事	外 山 茂	宮崎市大字島之内3127番地
理 事	鈴 木 誠	宮崎市大字島之内7434番地 1
理 事	鬼 塚 憲 昭	宮崎市大字島之内5727番地
理 事	長 友 浩 徳	宮崎市大字広原7870番地 2
監 事	横 山 隆 徳	宮崎市大字新名爪 374番地
監 事	瀬戸山 親 志	宮崎市大字広原2808番地

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第17項の規定により

、宮崎市北土地改良区 (宮崎市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鳥 丸 秀 秋	宮崎市大字上北方 148番地 1
理 事	海老原 一 光	宮崎市大字瓜生野3206番地 2
理 事	川 越 定 光	宮崎市大字大瀬町3042番地
理 事	黒 木 光 太郎	宮崎市大字糸原3439番地 8
理 事	押 川 芳 彦	宮崎市大字大瀬町 931番地 1
理 事	湯 地 久	宮崎市大字瓜生野 804番地 3
理 事	井 上 嘉 美	宮崎市大字上北方1058番地 3
理 事	原 田 俊	宮崎市大字糸原2605番地口号
理 事	長 友 安 弘	宮崎市大字瓜生野2537番地
理 事	外 山 康 博	宮崎市大字大瀬町5815番地
理 事	脇 田 一 正	宮崎市大字糸原 446番地
監 事	坂 本 泰 道	宮崎市大字上北方 659番地 5
監 事	蛭 原 和 美	宮崎市大字瓜生野4575番地 1
監 事	白 波 市 郎	宮崎市大字大瀬町 955番地口
監 事	松 井 一 郎	宮崎市大字糸原3451番地 4
監 事	久木山 克 信	宮崎市大字瓜生野2182番地 3

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鳥 丸 秀 秋	宮崎市大字上北方 148番地 1
理 事	海老原 一 光	宮崎市大字瓜生野3206番地 2
理 事	川 越 定 光	宮崎市大字大瀬町3042番地
理 事	松 井 一 郎	宮崎市大字糸原3451番地 4
理 事	押 川 芳 彦	宮崎市大字大瀬町 931番地 1

理 事	湯 地 久	宮崎市大字瓜生野 804番地 3
理 事	井 上 嘉 美	宮崎市大字上北方1058番地 3
理 事	原 田 俊	宮崎市大字糸原2605番地口号
理 事	長 友 安 弘	宮崎市大字瓜生野2537番地
理 事	外 山 康 博	宮崎市大字大瀬町5815番地
理 事	鈴 木 正 利	宮崎市大字糸原2202番地
監 事	坂 本 泰 道	宮崎市大字上北方 659番地 5
監 事	蛭 原 和 美	宮崎市大字瓜生野4575番地 1
監 事	壹 岐 典 保	宮崎市大字大瀬町5458番地
監 事	西 元 一 夫	宮崎市大字糸原 291番地 1

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第17項の規定により、南田土地改良区 (宮崎市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地
理 事	川 俣 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂 10128番地
理 事	日 高 哲 男	宮崎市佐土原町下那珂 10135番地 3
理 事	郡 司 孝 幸	宮崎市佐土原町下那珂 11697番地
理 事	松 浦 浩 一	宮崎市佐土原町下那珂7267番地
監 事	郡 司 忠 男	宮崎市佐土原町下那珂 10144番地
監 事	松 浦 正 利	宮崎市佐土原町下那珂 10898番地 1

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地

理 事	川 俣 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂 10128番地
理 事	日 高 哲 男	宮崎市佐土原町下那珂 10135番地 3
理 事	郡 司 孝 幸	宮崎市佐土原町下那珂 11697番地
理 事	松 浦 浩 一	宮崎市佐土原町下那珂7267番地
監 事	郡 司 忠 男	宮崎市佐土原町下那珂 10144番地
監 事	郡 司 忠 義	宮崎市佐土原町下那珂 10982番地

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第17項の規定により、東禅寺・鈴町土地改良区 (宮崎市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地の 1
理 事	新 名 敏 文	宮崎市佐土原町下田島6950番地
理 事	金 丸 隆 一	宮崎市佐土原町下田島7919番地 2
理 事	杉 尾 正 利	宮崎市佐土原町下田島 11850番地
理 事	瀬 川 俊 男	宮崎市佐土原町下田島4044番地
理 事	樋 口 信 広	宮崎市佐土原町下田島6378番地 2
理 事	岩 切 勝 浩	宮崎市佐土原町下田島 11858番地
理 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地
理 事	松 本 良 徳	宮崎市佐土原町下田島7893番地 4
監 事	木 村 勉	宮崎市佐土原町上田島 250番地
監 事	中 村 みはる	宮崎市佐土原町下田島6912番地 4

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地の1
理 事	新 名 敏 文	宮崎市佐土原町下田島6950番地
理 事	落 合 忠 俊	宮崎市佐土原町下田島6873番地2
理 事	金 丸 隆 一	宮崎市佐土原町下田島7919番地2
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	杉 尾 正 利	宮崎市佐土原町下田島 11850番地
理 事	瀬 川 俊 男	宮崎市佐土原町下田島4044番地
理 事	樋 口 信 広	宮崎市佐土原町下田島6378番地2
理 事	岩 切 勝 浩	宮崎市佐土原町下田島 11858番地
理 事	松 本 健 治	宮崎市佐土原町下田島7943番地
監 事	木 村 勉	宮崎市佐土原町上田島 250番地
監 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）から令和4年3月22日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和4年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、平下地区県営土地改良事業（川南町、農地保全整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年5月2日から令和4年6月3日まで

3 縦覧場所

川南町役場農地課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に

、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

--	--